

## 群馬県Ma a S普及促進等経費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 群馬県Ma a S普及促進等経費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年規則第68号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) GunMa a S 群馬県が展開する、複数の公共交通やその他の移動サービスを適切に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスをいう。
- (2) タクシー配車予約システム 利用者の配車依頼を受付け、最適なタクシー車両の配車予約を可能とするシステムをいう。

### (交付の目的)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症や燃油高騰等の影響を受けながらも、GunMa a Sの普及促進に協力するタクシー事業者に対し、タクシー配車予約システムの導入経費の一部を補助することで、GunMa a Sの普及促進を図ることを目的とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### (補助対象事業者)

第5条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすタクシー事業者とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）（以下「法」という。）第3条第1項第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送業（以下「タクシー事業」という。）を営んでいること。
- (2) 令和5年4月1日の時点において、群馬県内に本社又は営業所を有していること。
- (3) タクシー事業について、申請時点において休業又は廃業しておらず、今後も継続する意思を有していること。
- (4) 「群馬県ストップコロナ！対策認定制度」による認定を受けていたこと。
- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - エ 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - カ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - ク 暴力団員と密接な交友関係を有する者

### (補助対象事業等)

第6条 知事は、別表1に定める事業（以下「補助事業」という。）に必要な経費のうち、補助金交付の対象として県が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の額）

第7条 県が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費の額は、別表2に定めるところにより算出するものとする。

（補助金交付申請）

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事の定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 「群馬県ストップコロナ！対策認定制度」の認定証の写し
- (2) 補助対象経費に係る見積書及び補助金額の算出基礎
- (3) 国又は地方公共団体による支援制度を活用している場合には、その内容及び額を証明する書類
- (4) 法第3条第1項第1号に基づく一般旅客自動車運送事業の許可書の写し
- (5) 県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- (6) 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書
- (7) その他申請に必要な書類

（交付の決定及び通知）

第9条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第2号により補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、様式第3号による交付決定変更申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第11条 知事は、前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4号による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第12条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第13条 補助対象事業者は、知事の要求があった場合には、速やかに様式第5号による状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであると

きは、状況報告書にその理由を付して事業年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は令和6年3月10日のいずれか早い日までに様式第6号による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 前項の完了実績報告書を提出するときは、次の各号に掲げる事項を記載した資料を添付するものとする。

- (1) 事業完了実績表(様式第6-2別紙)
- (2) 整備に係る請求書及び写真等

(補助金の額の確定等)

第15条 知事は、前条第1項本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第7号により補助対象事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第16条 知事は前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。ただし、補助金の額の確定前においても相当の理由があるときは、知事は、補助事業者に対し、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは、様式第8号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部または一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱又は補助金の交付条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請若しくは報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。

(事業の中止等)

第18条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第19条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかななければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第20条 補助対象事業者は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(取得財産等の管理等)

第21条 補助対象事業者は取得財産等について補助対象事業の完了後においても善良な

管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 22 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了の翌年から起算して 10 年以内で、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して処分をしてはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 9 号による財産処分承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合において、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

別表 1

事業の種別	補助対象事業者	補助対象経費	補助率
タクシー配車予約システム導入事業	県内の一般乗用旅客自動車運送事業者	A P I 連携等によりスマートフォンを用いて G u n M a a S 上でタクシーの配車予約を可能とする配車予約システムの導入に要する経費	1 / 2 以内（ただし、配車システム導入に係る国庫補助を受けていない事業者に限り、1 / 3（上限 148 千円）を加算する）

1 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 10 号に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表 2

事業の種別	補助対象経費の区分	補助対象経費の算出方法
タクシー配車予約システム導入事業	タクシー配車予約システム導入	A P I 連携等によりスマートフォンを用いて G u n M a a S 上でタクシーの配車予約を可能とする配車予約システムの導入に要する費用一式

附 則

1 この交付要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 この交付要綱は、令和 5 年 1 1 月 6 日から施行する。